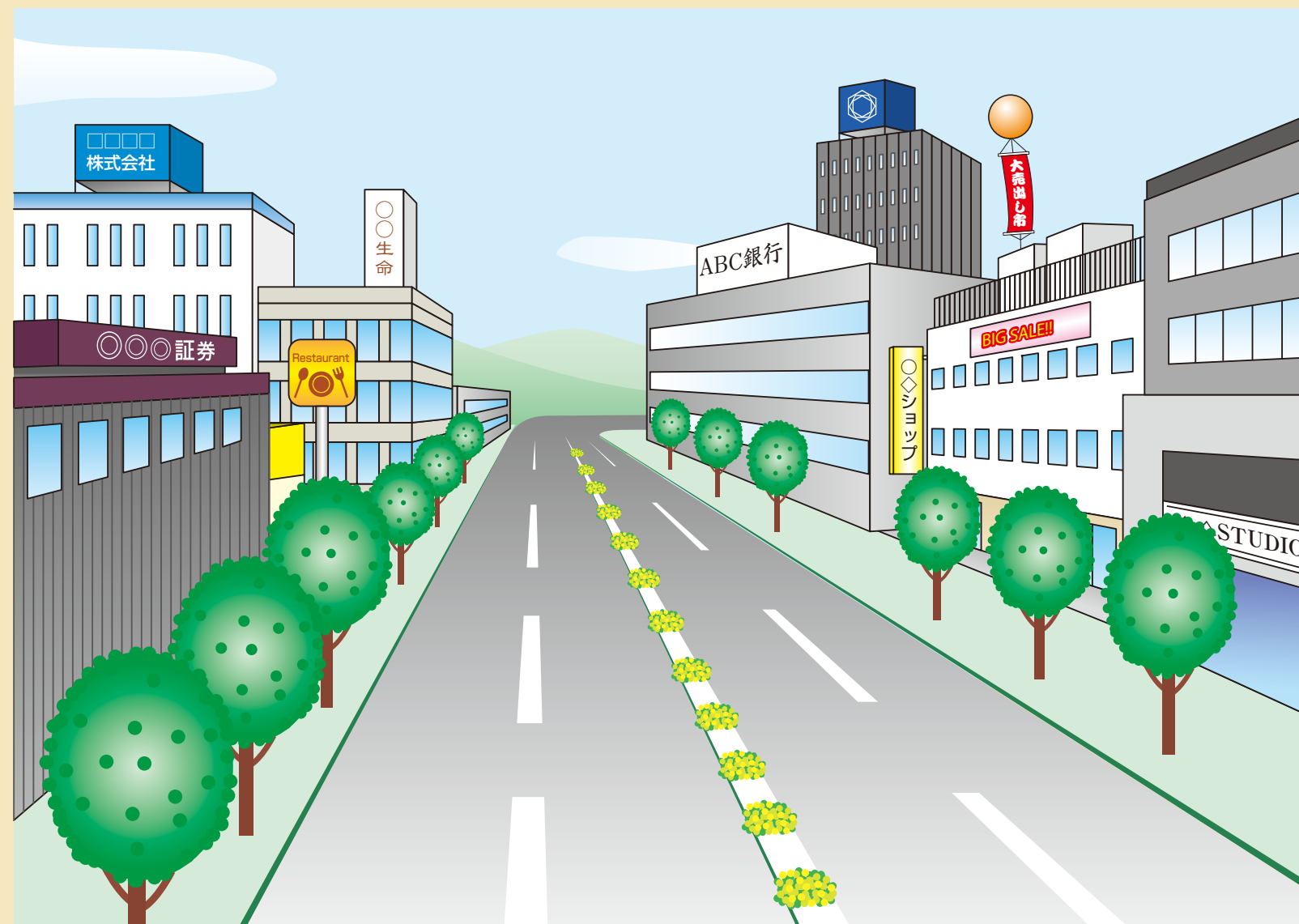


川口市屋外広告物条例のしおり

《 屋外広告にはルールがあります 》



川口市都市計画部 都市計画課

〒332-8601 川口市青木2丁目1-1

電話：048-258-1110(大代表)

令和4年4月

川口市

はじめに

私たちの住む街や郊外道路沿いなどには、ポスターや立看板、広告塔や広告板など大小を問わず多種多様な屋外広告物が出されています。

優れたデザインやセンスのある屋外広告物は身近な情報源として有益であるとともに、街に賑わいをもたらしたりもしますが、その反面で無秩序、無制限に出されると広告としての本来の役割を果たさないばかりか、自然や街のもつ美しさを著しく損なうことになります。

また、その設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊によって思わぬ災害を招くこともあります。

川口市では、屋外広告物法及び川口市屋外広告物条例に基づき屋外広告物について必要な規制を行っています。この冊子は川口市内で屋外広告物を出す場合のルール及び手続きについて理解していただくことを目的として作成したものです。

なお、市外に設置される場合は、各県土整備事務所又は市町村までお問合せください。

Contents

目 次

屋外広告物とその規制	2
屋外広告物を出してよい場所・いけない場所	5
禁止地域とは？	6
許可地域とは？	8
禁止物件とは？	8
許可の基準	9
一般広告物の基準	10
その他の屋外広告物の基準	13
適用除外の屋外広告物	15
自家広告物の基準	16
許可等の手続き	17
許可手数料は	18
屋外広告業の登録	19
屋外広告物の管理	20
その他の注意事項	22
各種申請等に係る必要書類一覧	24

Contents

屋外広告物とその規制

屋外広告物とは・・・

屋外広告物とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、広告塔、広告板などをいいます。

建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画、彫刻などが対象となります。なお、営利目的かどうかは問いません。したがって、住宅の表札なども屋外広告物に含まれます。

次のようなものは屋外広告物には含みません。

- 街頭で配布されるチラシなど
- 野球場・遊園地内等で、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- 単に光を発するもの（サーチライト・文字のない単一色の板への照明）
- 音響広告

屋外広告物の規制・・・

- ① 良好な景観の形成と風致（自然のもつ美しさ）の維持
 - 良好な景観の形成
地域の自然、歴史、文化等人々の生活、経済活動との調和により形成されるもの
 - 風致の維持
樹林地、水辺地等の自然的要素に富んだ土地（水面も含む）における良好な自然的景観、自然美
- ② 公衆に対する危害の防止
 - 屋外広告物の倒壊等による直接的危害
 - 見通しの不良や信号機、道路標識等の妨害による間接的危害
の2つの観点から規制を行っています。
具体的には、広告物と広告物を掲出する物件（以下「屋外広告物」と総称します。）の大きさ、高さ、数量、光源の点滅やそれらの維持管理などについて規制しています。

自家広告物と一般広告物

● 自家広告物

自家広告物とは、自己の事業所等の建物やその敷地に、自己の氏名や名称、事業内容などを表示するものをいいます。借地であったとしても、その土地（建物）で、事業所として使用し、事業内容を示すものであれば自家広告物となります。

その逆に、土地所有権を有していても実際の事業に供していなければ、自家広告物には該当しません。

自家広告物の基準・・・16ページ参照

● 一般広告物

一般広告物とは、他人の土地又は建物を利用（借用）して、広告を表示するものをいいます。

すべての屋外広告物について共通する事項

次に該当する広告物は出すことが禁止されています。

- ① 信号機若しくは、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ② 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 著しく汚染し、退色し又は塗料等がはく離しているもの
- ⑤ 著しく破損し、又は老朽しているもの

これらに該当する屋外広告物は、これを表示・設置又は管理している者は、除却（撤去すること）等をしなければなりません。

◎ 共通基準

- ① 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること
- ② 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと
- ③ 広告物又は掲出物件の裏面及び側面が美観を損なわないものであること
- ④ 道路上にはみ出した部分では、光源が点滅しないこと

掲出物件の色彩基準（表示面を支える「柱」の部分）

掲出物件とは、広告を表示するための物件のことをいい、サインポール、広告板、広告塔であれば、表示面を支える「柱」部分をいいます。

川口市では、掲出物件についての色彩を日本工業規格色番（マンセル値）による彩度を制限しています。基準は次のとおりです。

用途地域等	使用できる色の基準
市街化調整区域	(1) 色相が、R又はY Rの場合は彩度4以下 (2) 色相が、Yの場合は彩度3以下
第1種低層住居専用地域	
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	(1) 色相が、R又はY Rの場合は彩度5以下 (2) 色相が、Yの場合は彩度4以下
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
準工業地域	
工業地域	
工場専用地域	
近隣商業地域	(1) 色相が、R又はY Rの場合は彩度6以下 (2) 色相が、Yの場合は彩度5以下
商業地域	(1) 色相が、R又はY Rの場合は彩度7以下 (2) 色相が、Yの場合は彩度5以下
また、上記以外の色相（GY・G・BG・B・PB・P・RP）の場合は、彩度3以下であること 注意 2以上の用途地域にまたがって設置される掲出物件については、過半以上が属する用途地域とします。	

【マンセル値とは？】

マンセル値色とは、日本工業規格のZ8721に定める表面色の色知覚の3属性（色相・明度・彩度）を尺度化して表示する方法（マンセル表色系）における当該尺度をいいます。

●色 相

10種の基本色を示すアルファベットと、その度合いを示す0～10までの数字を組み合わせて、5R、10YR などのように示します。

●明 度

明るさの度合いを0～10までの数値で表します。
※ 色の明るさ…0～10（暗い色～明るい色）

●彩 度

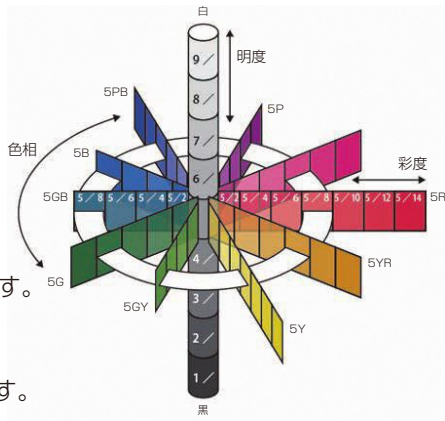
鮮やかさの度合いを0～16程度までの数値で表します。
※ 色の鮮やかさ…0～16（落ち着いたある色～鮮やかな色）

この3つの属性を用いて「色相 明度／彩度」の順番で表記します。

例：有彩色 5R 7／4

無彩色 N5

※ 無彩色は、N（Natural）に、明度数字を組合せて表します。



屋外広告物を出してよい場所・いけない場所

良好な景観の形成と風致の維持と公衆への危害の防止のため、特定の地域や場所では屋外広告物を出すことを禁止し（「禁止地域」といいます。）、それ以外の地域や場所は許可を受けて屋外広告物を出す（「許可地域」といいます。）ことになっています。

また、禁止地域や許可地域に係わらず、信号機や街路樹など屋外広告物を出してはいけない物件（「禁止物件」といいます。）も定めています。

川口市屋外広告物条例

- 禁止地域 ⇒ 一般広告物は出せない地域
- 禁止物件 ⇒ 広告物を出してはいけない物件
- 許可地域 ⇒ 広告物を出すのに川口市の許可が必要な地域

●適用除外

上記のように屋外広告物を出すには制約がありますが、個人の住宅の表札や商店などが店に出す看板など、私たちが日常生活を営む上で必要最小限なものについては、広範囲に例外を認めています。（これを「適用除外」といいます。）

適用除外となる屋外広告物については、禁止地域、許可地域あるいは禁止物件に関する規制が緩和されます。

適用除外・・・15ページ参照

区 分	禁 止 地 域	許 可 地 域
自家広告物	一定基準までは許可不要で出すことができます。 許可を受けると基準が緩和等されます。	左に同じ
一般広告物	出すことはできません。 （一部の例外あり）	許可を受ければ一定基準まで 出すことができます。

禁止地域とは？

景勝地や美しい街並みや沿道など、特に良好な景観の形成と風致の維持をする必要が高い地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくない所などを禁止地域としています。

禁止地域では、一般広告物は出せません。川口市では、次の地域、場所が禁止地域として指定されています。

- 市街化調整区域・第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・生産緑地地区
ただし、市長が指定する区域を除く。

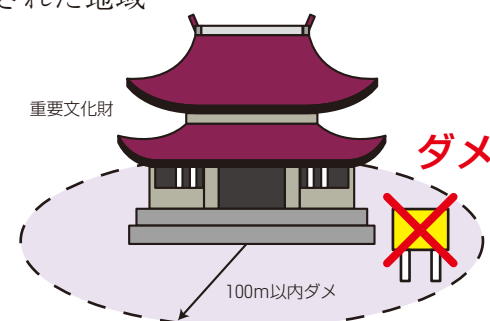
市長が指定する区域

- ア 市街化調整区域内で、国道122号線の道路境界から5m以内の区域
- イ 市街化調整区域内で、県道越谷鳩ヶ谷線の道路境界から5m以内の区域
- ウ 市街化調整区域内で、県道さいたま鳩ヶ谷線のうち、川口市道神根555号線の交差点から国道298号線までの区間の道路境界から5m以内の区域
- エ 市街化調整区域内で、県道さいたま草加線の道路境界から5m以内の区域
- オ 市街化調整区域内で、川口市道幹線第43号線の道路境界から5m以内の区域
- カ 市街化調整区域内で、川口市道幹線第46号線のうち、川口市道神根33号線との交差点から国道298号線までの区間で道路境界から5m以内の区域
- キ 市街化調整区域内で、川口市道幹線第78号線の道路境界から5m以内の区域
- ク 市街化調整区域内で、川口市道幹線第85号線の道路境界から5m以内の区域
- ケ 市街化調整区域内で、川口市道神根第555号線の道路境界から5m以内の区域
- コ 市街化調整区域内で、川口市道神根第561号線の道路境界から5m以内の区域

- 文化財保護法等により指定された建造物とその周辺100mの地域や市指定史跡、市指定名勝及び市指定天然記念物として指定された地域

市内の指定建造物等

- 鶴ヶ丸八幡神社本殿
- 西福寺三重塔
- 新郷貝塚
- 長徳寺のビャクシン及び龍派禅珠の墓



- 東北自動車道、東京外環自動車道、首都高速葛飾川口線
東日本旅客鉄道、埼玉高速鉄道の全区間（駅舎も含む）

- 首都高速葛飾川口線の全区間の路端から
両側200メートル以内の区域
（路面高以下の空間を除く）

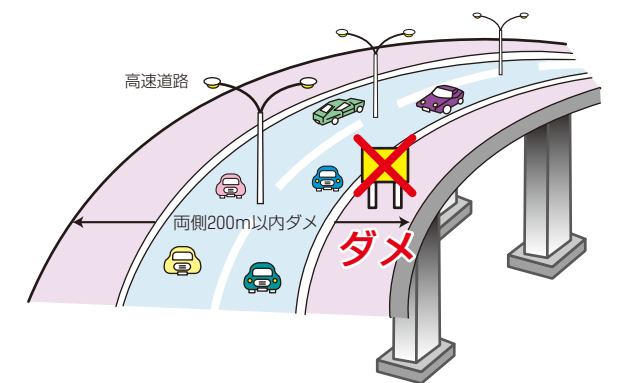
- 都市公園

- 駅前広場

- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、
体育館、公衆便所の建物とその敷地

- 延床面積200㎡以上の博物館、美術館、
病院とその敷地

- 社寺、教会、火葬場の建物とその敷地



許可地域とは？

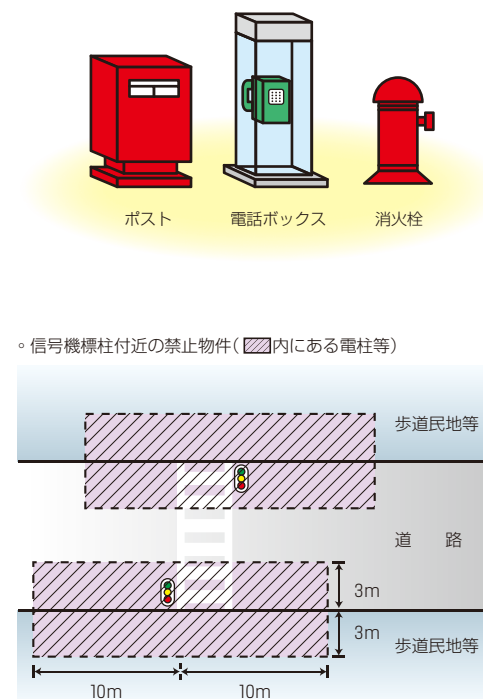
川口市の許可を受けなければ屋外広告物を出せない地域です。市内の禁止地域を除くすべての地域が許可地域となっています。

禁止物件とは？

屋外広告物を出すと、良好な景観の形成や風致を害したり、あるいはその物件が本来持っている機能や効用を害することになる物件は屋外広告物を出してはいけない物件としています。

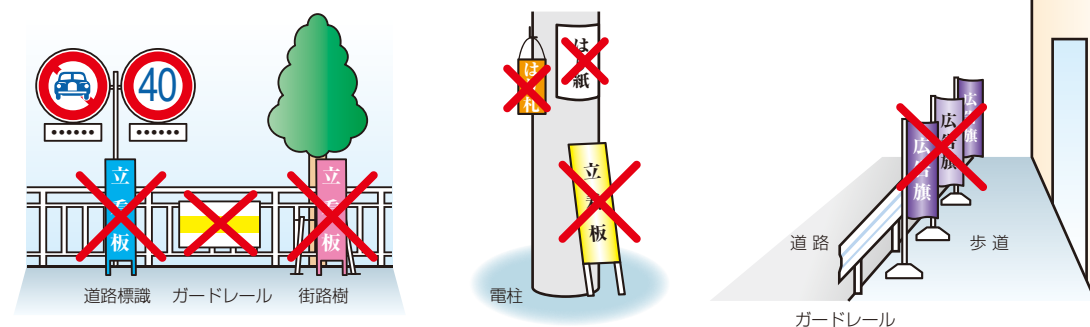
1. すべての広告物の表示又は設置を禁止する物件

- (1) 橋（歩道橋を含む）
- (2) 街路樹、路傍樹
- (3) 記念碑、形像
- (4) 景観重要建造物、景観重要樹木
- (5) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- (6) 石垣及び擁壁
- (7) トンネル、高架構造物、及び分離帯
- (8) 信号機が設置された標柱の下端から道路に沿って前後10メートルまでの地点の両側3メートル以内に在する電柱、街灯柱その他電柱に類するもの
- (9) 信号機、道路標識、ガードレール、駒止め、里程標
- (10) 火の見やぐら
- (11) 送電塔、送受信等、照明塔及び展望塔
- (12) 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク



2. はり紙、はり札、立看板、広告旗（のぼり旗）のみ表示設置を禁止する物件

川口市内の国道、県道、市道の全区間及びこれに面する場所にある電柱、街路柱、その他電柱に類するもの

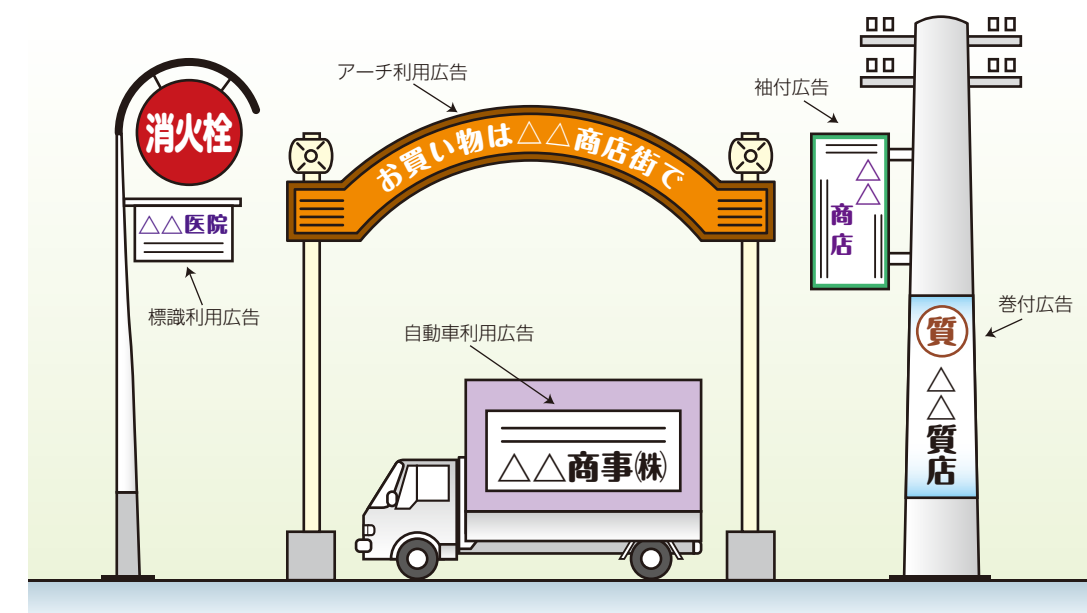
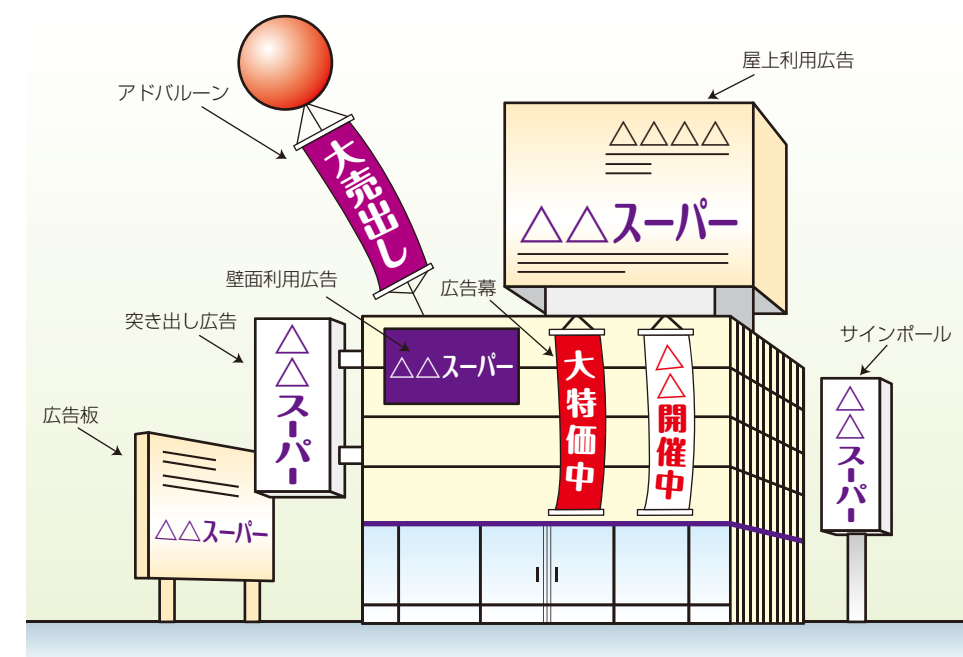


許可の基準

川口市では屋外広告物をその種類と掲出方法によって次のように分類して、それぞれに基準を設けています。

なお、ここで説明する基準は「一般広告物」に関するものですが、広告物の面積や高さなどの計算方法は、自家広告物も同じです。

●●●●●●●●●● 屋外広告物の種類 ●●●●●●●●●●



一般広告物の基準

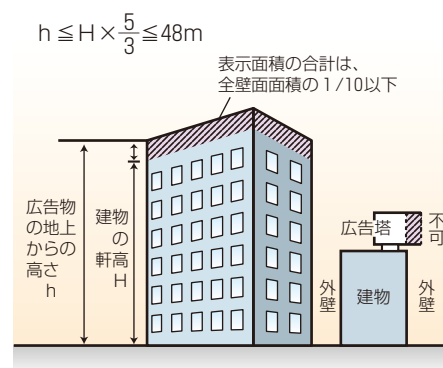
1. 建物を利用して出す広告物の基準

建物の屋上を壁面を利用して出す屋外広告物の基準は、出す場所によって次のとおりです。

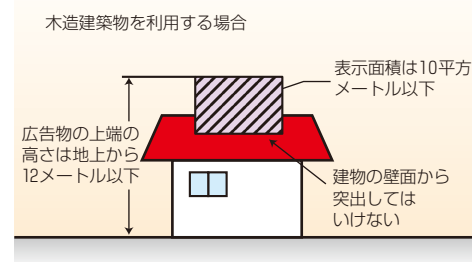
① 屋上利用広告・・・建物の屋上に出す屋外広告物です。

基準

1. 表示面積の合計は建物全壁面の10分の1以下であること。ただし、10分の1が10㎡に満たない場合は10㎡以下であること。
2. 広告物の上端の高さは地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48m以下であること。ただし、3分の5が12mに満たない場合は12m以下であること。
3. 光源を有する場合は点滅しないこと。
4. 建物の壁面から突き出さないこと。



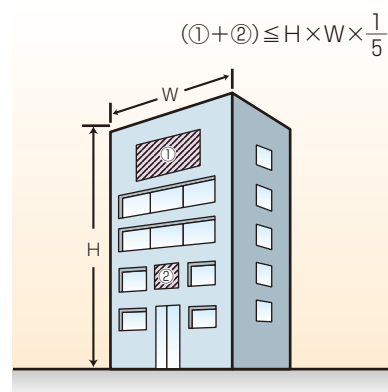
なお、木造建築物の場合は右図のとおりです。



② 壁面利用広告・・・建物の壁面に平行して出す屋外広告物です。

基準

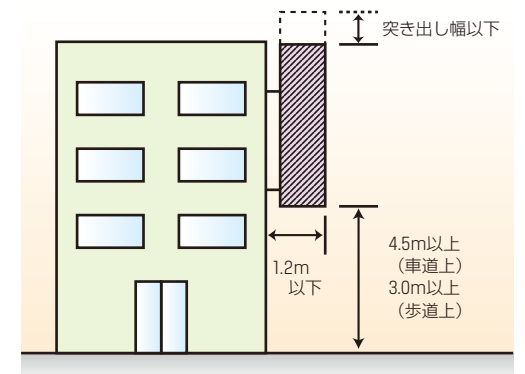
1. 表示面積は広告物を出す壁面の面積の5分の1以下であること。
2. 同一の壁面に複数の広告物（自家広告物を含む）を出す場合は、その合計が1の表示面積の基準以下であること。
3. 光源を有する場合は、軒高を越える部分は点滅しないこと。
4. 3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。
5. 光源の点滅を伴う場合は、広告物を出す壁面の面積の10分の1以下であること。



③ 突き出し広告・・・建物壁面から突き出す屋外広告物です。

基準

1. 壁面からの突き出し幅は、1.2m以下であること。
2. 上端の高さが軒高を越える場合は、突き出し幅以下であること。
3. 光源の点滅を伴う場合、その部分の面積は表示面積の2分の1以下であること。
4. 道路上に突き出す場合は、下端の高さが歩道上にあっては路面から3m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること。
5. 道路上に突き出す部分は点滅しないこと。



※道路上に出す場合は道路法の占用許可も受けなければなりません。

2. 建物から独立して出す広告物の基準

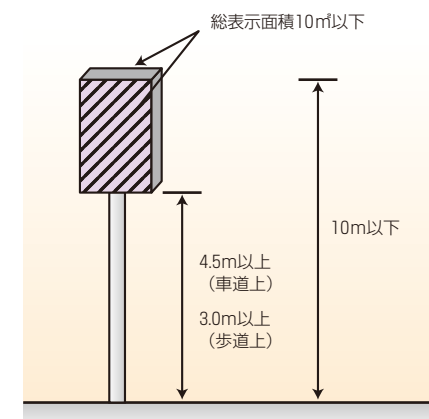
建物から独立して出す屋外広告物のうち広告板・広告塔・サインポールの基準は次のとおりです。

なお、建物の敷地内に出す場合と空地や農地などの建物の敷地外に出す場合とは基準が異なりますのでご注意ください。

① 建物の敷地内に出す場合

基準

1. 総表示面積は10㎡以下であること。表裏2面以上に表示する場合は、各面の面積の合計が10㎡以下であること。
2. 上端の高さは、地上から10m以下であること。
3. 道路上に突き出す場合は、下端の高さが歩道上にあっては路面から3m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること。
4. 光源を有する場合は点滅しないこと。

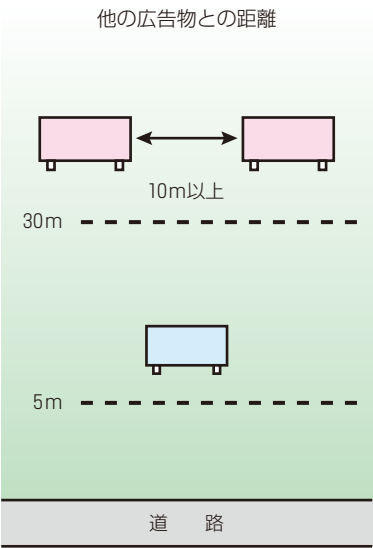
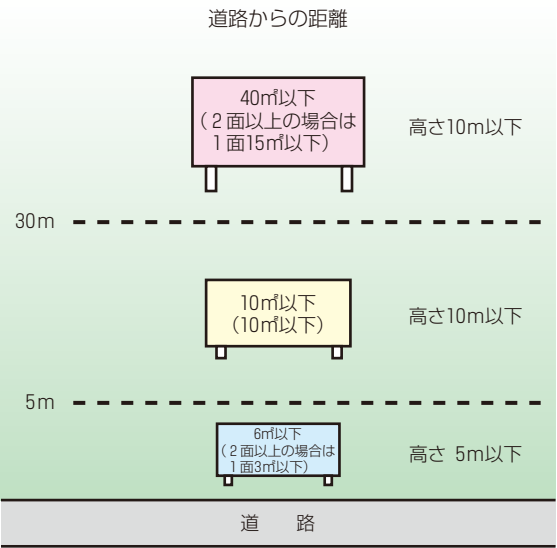


※道路上に出す場合は道路法の占用許可も受けなければなりません。

② 建物の敷地外の空地や農地に出す場合

道路までの距離	基 準
5 m以下	● 総表示面積は 6 m²以下 ● 広告物を表示する面が 2 以上あるものについては、それぞれ 1 面の表示面積が 3 m²以下 ● 上端の高さは地上から 5 m以下 ● 光源を有する場合は点滅しないこと
5 mを越えて 3 0 m以下	● 一面の表示面積は 1 0 m²以下で、総表示面積も 1 0 m²以下 ● 上端の高さは地上から 1 0 m以下 ● 光源を有する場合は点滅しないこと
3 0 mを越える場合	● 総表示面積は 4 0 m²以下 ● 広告物を表示する面が 2 以上あるものについては、それぞれ 1 面の表示面積が 1 5 m²以下 ● 上端の高さは地上から 1 0 m以下 ● 他の広告物との距離は 1 0 m以上離すこと ● 光源を有する場合は点滅しないこと

屋外広告物を出す場所と道路までの距離により基準が異なります。



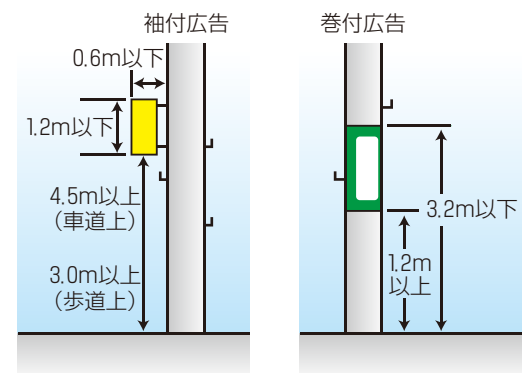
その他の屋外広告物の基準

広告物の種類		許 可 の 基 準	
電柱・街灯柱 等利用広告	袖付 広告	縦 ・ 出 幅	1.2m以下×0.6m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上
		そ の 他	車道よりの歩道部分に位置する電柱等を利用する場合は、歩道の中央部分に向けて突き出すこと
	巻付 広告	上 端 の 高 さ	地上から3.2m以下
		下 端 の 高 さ	地上から1.2m以上
標 識 利 用 広 告		表 示 面 積	0.5m ² 以下／面
アーチ利用広告※	アーチ部分	路面から上端までの高さ	歩道上：5.5m以下 車道上：7.5m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上：3.5m以下 車道上：5m以下
	支 柱 部 分	上 端 ま で の 高 さ	地上から3m以下
		下 端 ま で の 高 さ	地上から1.2m以下
自動車利用広告	広告宣伝用自動車		(広告宣伝用自動車であること)
	広告宣伝用自動車以外		各側部1m ² 以下 後部0.3m ² 以下
掛 看 板	表 示 面 積		2m ² 以下
	路面から下端までの高さ		歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上
広 告 幕	長 さ ・ 幅		15m以下×1.2m以下
	路面から下端までの高さ		5m以上
アドバルーン※	気球の大きさ		直径3m以下
	広告幕の長さ		15m以下×1.5m以下
	上 端 の 高 さ		地上から45m以下
は り 紙 は り 札	表 示 面 積		1m ² 以下
	そ の 他		表示者の連絡先を明示する
広 告 旗	縦 ・ 横		1.8m以下×0.6m以下
	高 さ		3m以下
	そ の 他		道路上に突き出していないこと 表示者の連絡先を明示すること
立 看 板	縦（脚部を含む）・横		1.8m以下×0.6m以下
	そ の 他		表示者の連絡先を明示すること

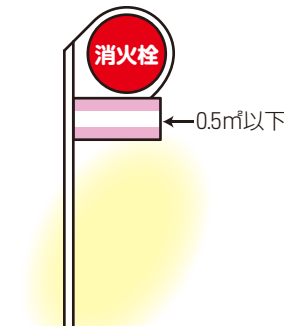
※アーチ利用広告・アドバルーンで光源を有する場合は点滅しないこと

● ● ● ● ● ● ● ● その他の広告物とは？ ● ● ● ● ● ● ● ●

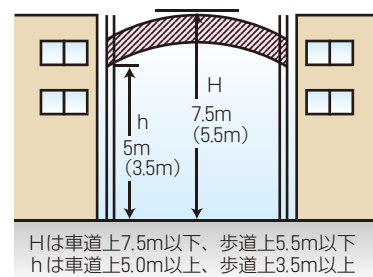
。電柱・街灯柱等利用広告



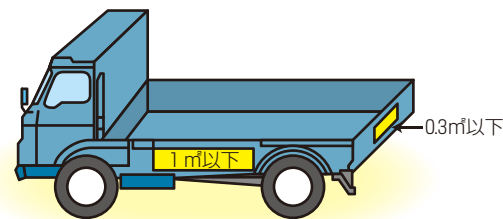
- 標識利用廣告



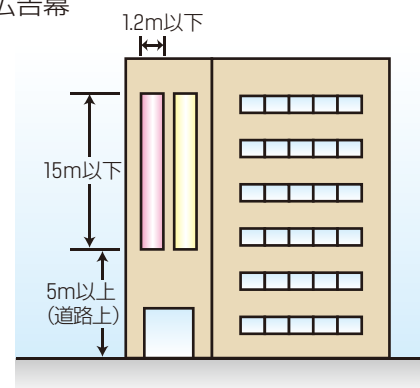
- アーチ利用広告



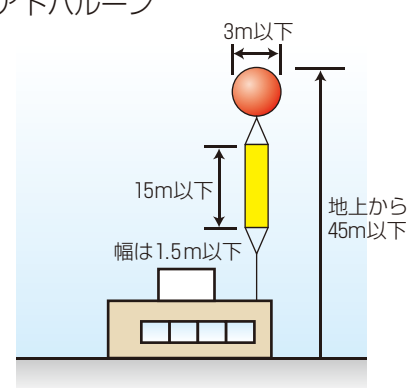
○自動車利用広告



。廣告幕



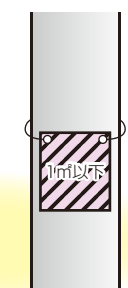
- アドバルーン



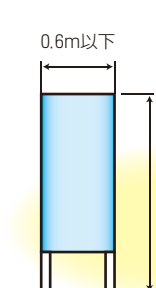
◦ はり紙※



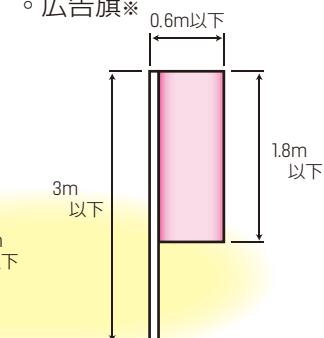
◦ はり札※



○立看板※



◦ 広告旗※



※国道・県道・市道の全区間及びこれに面する場所にある電柱・街灯柱・その他電柱に類するものには表示設置禁止

適用除外の屋外広告物

適用除外の屋外広告物の種類とその内容、そして禁止地域などでの取り扱いは次のとおりです。

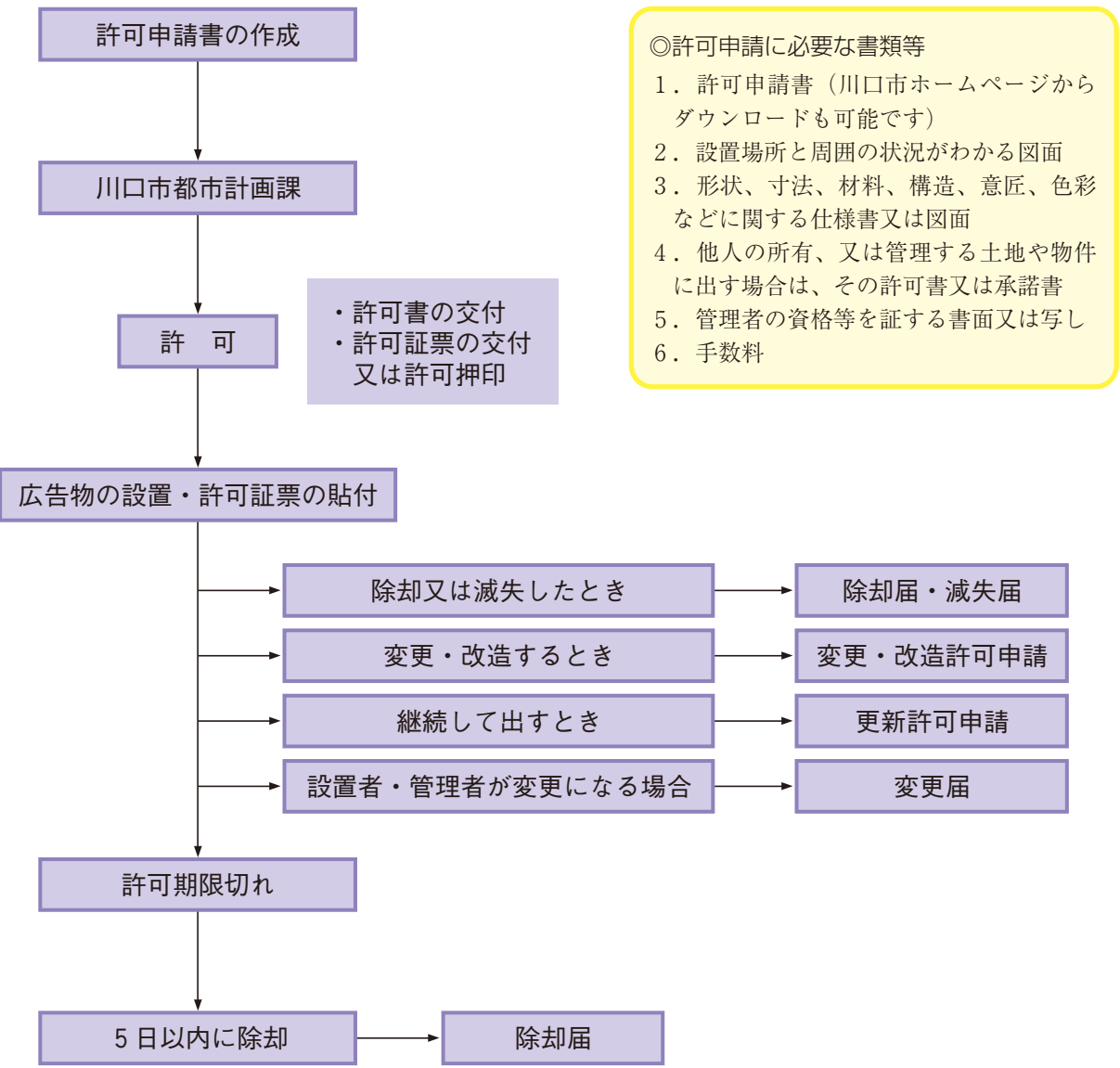
広告物の区分		内 容	禁止地域でも出せる	禁止物件でも出せる	はり紙等の禁止物件でも出せる	許可不要でも出せる	適用除外となる条件
法令の規定により表示する広告物		建築基準法、道路法、その他の法令の規定に基づき表示するもの	○	○	○	○	
選挙運動のために表示する広告物		公職選挙法による選挙期間中に同法の規定に基づき表示するもの	○	○	○	○	
国、地方公共団体等が表示する広告物		国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの	○	○	○	○	市長への協議が必要なものがある。
寄贈者名を表示するための広告物		公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの	○	○	○	○	表示壁面の1/20以下で、かつ0.5㎡以下
自家広告物		自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に、自己の氏名、名称、店名、若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの	※	×	×	※	※次ページの基準表による
	禁止物件の場合		×	△	×	×	石垣、擁壁→5㎡以下 送電塔、展望塔、ガスタンク等→15㎡以下
管理用広告物		自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	○	×	×	○	表示面積：2㎡以下／個
	禁止物件の場合		×	○	○	×	
冠婚葬祭用の広告物		冠婚葬祭、祭礼のために一時的に表示するもの	○	×	○	○	
催しものの用の広告物		講演会等のためその会場の敷地内に表示するもの	○	×	×	○	
案内用の広告物		公共目的又は公衆の利便に供する目的のために表示する道標、案内図板など	○	×	×	×	表示面積：10㎡以下
自動車利用広告	タクシーに表示する広告物	タクシーに他者の広告物を表示するもの	○	－	－	○	表示面積は各側部1㎡以下、後部0.3㎡以下
	バスに表示する広告物	路線バスや貸切バスに他者の広告物を表示するもの	○	－	－	○	表示面積：底部を除く3/10以下（窓、ドア等のガラス面は不可）
	乗用車又は貨物自動車に表示する広告物	乗用車又は貨物自動車に、自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等のみを表示するもの	○	－	－	○	面積規定無し
人、動物、車輛（自動車を除く）、船舶に表示する広告物		人、動物、車輛（自動車を除く）、船舶に表示するもの	○	×	－	○	
公共掲示板に表示する広告物		地方公共団体が設置する公共掲示板に、許可を得て表示するもの	○	－	－	○	
営利を目的としない立看板等		政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のための、はり紙、はり札、立看板、広告旗	×	×	○	×	●表示面積等は はり紙、はり札→1㎡以下 立看板→縦1.8㎡以下、横0.6㎡以下 広告旗→縦1.8㎡以下、横0.6㎡以下で、高さ3㎡以下 ※道路上に突き出さないこと ●表示の始期と終期を明記。はり札、広告旗及び立看板は、表示者の氏名、住所も明示 ●表示期間は15日以内
工事現場の仮囲いに表示する広告物		宣伝目的とせず、周囲の景観に調和した絵、又は写真	○	×	－	○	工事施工者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合で仮囲いの平面積の1/20以下
ガスタンクなどに表示する広告物			×	○	－	×	

自家広告物の基準

			禁止地域内での基準		許可地域内での基準	
			許可不要で出せる	許可を得れば出せる	許可不要で出せる	許可を得れば出せる
建物を利用して出す広告物	屋上利用広告	表示面積	5㎡	全壁面面積の1／10以下 ただし、1／10が10㎡未満の場合は10㎡以下 (木造建築物の場合は10㎡以下)	全壁面面積の1／10以下 ただし、1／10が10㎡未満の場合は10㎡以下 (木造建築物の場合は10㎡以下)	
		広告物の上端の高さ	地上から10m以下で広告物自体の高さは2m以下	地上からの高さが軒高の5／3以下で、かつ48m以下 ただし、5／3が12m未満の場合は12m以下 (木造建築物の場合は12m以下)	地上からの高さが軒高の5／3以下で、かつ48m以下 ただし、5／3が12m未満の場合は12m以下 (木造建築物の場合は12m以下)	
		光源の点滅面積等	点滅しないこと	点滅しないこと	点滅しないこと	
		その他	壁面から突き出さないこと	壁面から突き出さないこと	壁面から突き出さないこと	
	壁面利用広告	表示面積	5㎡以下 ※複数の場合は合計の表示面積	10㎡以下 ※複数の場合は合計の表示面積	一壁面につき、その壁面面積の1／5以下 ※複数の場合は合計の表示面積	
		広告物の上端の高さ	軒高以下	軒高以下	点滅する部分は軒高以下	
		光源の点滅面積等	5㎡以下	5㎡以下	一壁面につき、その壁面面積の1／10以下	
		その他	3階以上の階にある窓等をふさがないこと	3階以上の階にある窓等をふさがないこと	3階以上の階にある窓等をふさがないこと	
	突き出し広告	表示面積	3㎡以下	6㎡以下	—	—
		広告物の上端の高さ	軒高以下	軒高を越える場合は、突き出し幅以下とする	軒高を越える場合は、突き出し幅以下とする	軒高を越える場合は、突き出し幅以下とする
		広告物の下端の高さ	—	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上	—	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上
		壁面からの突き出し幅	1m以下	1.2m以下	1.2m以下	1.2m以下
		光源の点滅面積	3㎡以下	3㎡以下	表示面積の1／2以下	表示面積の1／2以下
		その他	道路上に突き出していないこと	—	道路上に突き出していないこと	—
建物から独立して出す広告物	サインポール	表示面積	2㎡以下	7㎡以下	10㎡以下	60㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上から7m以下	地上から10m以下	地上から10m以下	地上から10m以下
		広告物の下端の高さ	—	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上	—	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上
		設置本数	1本	2本以下	2本以下	—
		光源の点滅面積等	2㎡以下	2㎡以下	10㎡以下	40㎡以下（一面20㎡以下） ただし、信号機の設置された柱の下端から道路に沿って前後10mの区間に設置する場合は、道路から3m以上後退すること
	広告板	その他	道路上に突き出していないこと	—	道路上に突き出していないこと	—
		表示面積	5㎡以下	10㎡以下	10㎡以下	60㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上から4m以下	地上から5m以下	地上から5m以下	地上から10m以下
		設置個数	1個	1個	1個	—
	広告塔	光源の点滅面積等	5㎡以下	5㎡以下	10㎡以下	40㎡以下（一面20㎡以下） ただし、信号機の設置された柱の下端から道路に沿って前後10mの区間に設置する場合は、道路から3m以上後退すること
		その他	道路上に突き出していないこと	—	道路上に突き出していないこと	—
		表示面積	5㎡以下	10㎡以下	10㎡以下	60㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上から4m以下	地上から5m以下	地上から5m以下	地上から10m以下
	広告幕	設置個数	1個	1個	1個	—
		光源の点滅面積等	5㎡以下	5㎡以下	10㎡以下	40㎡以下（一面20㎡以下） ただし、信号機の設置された柱の下端から道路に沿って前後10mの区間に設置する場合は、道路から3m以上後退すること
	広告旗	その他	道路上に突き出していないこと	—	道路上に突き出していないこと	—
		表示面積	5㎡以下	10㎡以下	10㎡以下	60㎡以下
	掛看板	表示面積	5㎡以下	10㎡以下	10㎡以下	60㎡以下
		表示面積	5㎡以下	10㎡以下	10㎡以下	60㎡以下

許可等の手続き

屋外広告物の許可の手続きは、次のとおりです。



- ◎許可申請に必要な書類等
1. 許可申請書（川口市ホームページからダウンロードも可能です）
 2. 設置場所と周囲の状況がわかる図面
 3. 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩などに関する仕様書又は図面
 4. 他人の所有、又は管理する土地や物件に出す場合は、その許可書又は承諾書
 5. 管理者の資格等を証する書面又は写し
 6. 手数料

屋外広告物の許可申請の手続きの前に、他法例に基づく許可等が必要な場合があります。

1. 他人の所有又は管理する土地や物件に出す場合
他人（法人を含む）の所有又は管理する土地や物件（建物や電柱など）に出す場合
所有者の許可書又は承諾書が必要になります。
2. 他法令による手続きが必要な場合
屋外広告物の高さが4 mを越える場合
工作物の確認（建築基準法） ⇒ 指定確認検査機関又は市役所の建築安全課
屋外広告物を道路に出す（又は出る）場合
道路占用許可（道路法） ⇒ 道路管理者（国・県・市）
道路使用許可（道路交通法） ⇒ 所轄警察署 ※設置工事の際など
その他にも、都市計画法などによる許可等が必要な場合があります。

許可手数料は・・・

許可申請をする場合は、広告物の種類や面積に応じて許可申請手数料を納めていただきます。

種 類		単 位	金 額	許可期間
広告塔		1㎡	350円	3年以内
広告板		1㎡	350円	3年以内
紙製又は布製の立看板		1個	170円	1ヶ月以内
前記以外の立看板		1個	350円	3ヶ月以内
掛看板		1個	700円	1年以内
広告幕（つり下げを含む）		1張	350円	3ヶ月以内
広告旗		1本	350円	1ヶ月以内
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告		1個	350円	3年以内
標識利用広告		1個	170円	3年以内
アドバルーン		1個	1,750円	3ヶ月以内
アーチ利用広告		1基	3,500円	3年以内
はり紙		50枚	350円	1ヶ月以内
はり札		10枚	350円	1ヶ月以内
はり札（合成樹脂・金属製のもの）		10枚	350円	3ヶ月以内
自動車利用広告	広告宣伝自動車	1台	2,000円	3年以内
	その他の自動車	1台	800円	

※広告塔、広告板で単位1㎡未満のものは1㎡として計算します。
※広告物が複数の場合は、1基ごとに小数点以下くり上げて計算します。
※はり紙で単位50枚未満ものは、50枚として計算します。
※はり紙で単位10枚未満ものは、10枚として計算します。

屋外広告業の登録

川口市内で屋外広告業を営むためには、市長の登録を受けなければなりません。

※「屋外広告業を営む」とは

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の営業を行うことで、元請け・下請けといった形態の如何は問いません。（単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで実際に屋外広告物の表示等を行わない場合は、屋外広告業に該当しません。）

なお、「市内で屋外広告業を営む」とは川口市内に営業所がない業者が、市内で屋外広告物の表示等を行う場合も含まれます。

また、営業所ごとに、法令の規定の遵守やその他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行う、**業務主任者**を選任しなければなりません。

◎業務主任者に必要な資格

- ① 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- ② 川口市が開催する講習会の過程を修了した者
- ③ 都道府県又は指定都市若しくは他の中核市が行う講習会の過程を修了した者
- ④ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免除を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者であって広告美術仕上げに係るものと認定した者
- ⑤ 市長が、規則で定めるところにより、上に掲げる者と同等な知識を有するものと認定した者

●埼玉県登録を受けた方の特例

川口市内で屋外広告業を営む方で、埼玉県の登録を受けた方は、県の登録業者であることを市長に届出することで、市の登録業者とみなされ、川口市内で営業することが出来ます。

◎みなし登録（特例屋外広告業登録）の届出に必要な書類

特例屋外広告業登録届出書

埼玉県からの屋外広告業登録通知書の写し

業務主任者の資格を証する書面の写し

※ みなし登録後に埼玉県への屋外広告業登録の内容に変更があったとき、又は本市における屋外広告業を廃止したときは、変更や廃止の届出が必要です。

●川口市内のみで屋外広告業を営む場合

川口市内のみで営業を行う方は、川口市への登録申請及び手数料の納付が必要となります。登録申請手続きの詳細は、川口市ホームページ内にある都市計画課のページをご覧ください。

※ 川口市に登録後、埼玉県に登録されると、川口市の登録は効力を失います。埼玉県への屋外広告業登録をされる方は、県の登録後にみなし登録届出をご利用ください。

屋外広告物の管理

◎管理義務

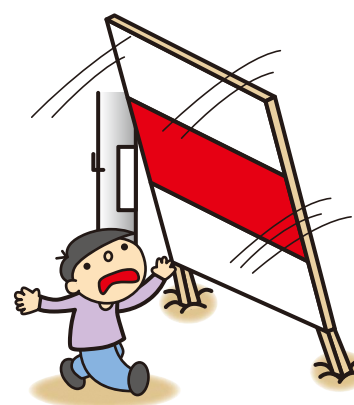
屋外広告物の表示・設置者、管理者、所有者、占有者（以下 表示者等）は屋外広告物の補修、その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する義務があります。

◎管理者制度

近年では、広告物の大型化や都市の過密化などに伴い広告物による事故の可能性が大きくなっています。このような、背景から広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため許可を受ける広告物は、専門知識を有する管理者にその広告物の管理をしていただくことが義務づけられています。

管理者とは・・・

- ① 埼玉県に屋外広告業登録をし、川口市へみなし登録届出をした業者
- ② 川口市に屋外広告業の登録をした業者
- ③ 都道府県、指定都市又は中核市の開催する屋外広告物講習会を修了したもの
- ④ 屋外広告士
- ⑤ 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者
 - ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を受けた者
 - イ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者
 - ウ 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者
- ⑥ 市長が、講習会の修了者等と同等以上の知識を有するものと認定した者



◎点検義務

屋外広告物の表示者等は、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等の専門知識を有する者に架構部材や取付部分などに腐食や変形がないかなどを点検させる義務があります。定期的に点検を行い、事故を防止するために万全の注意を払ってください。なお、広告物又は掲出物件の種類により、点検義務の適用除外となるものもあります。

●適用除外となるもの

貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、広告幕（つり下げを含む）、アドバルーン、壁面等に直接塗装されたもの、その他これらに類する軽易な広告物

※ 法令の規定による点検が定められている広告物又は掲出物件については、点検義務の適用除外となる場合があります。

※ 点検義務の適用除外となる広告物又は掲出物件についても、表示者等には良好な状態に保持する管理義務があります。事故防止のため、定期的に確認を行うなど適切な管理をお願いします。（管理義務については別項参照）

◎除却義務

屋外広告物を表示する必要がなくなったときや許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときには、5日以内にその屋外広告物を除却しなければなりません。

除却する屋外広告物が許可を受けたものであるときは、除却前後の写真を添えて市長に届け出なければなりません。（これを「除却届」といいます。）

◎安全性の確保

屋外広告物が強風等により倒壊や落下をして、通行する人などに被害を与える事故が発生しています。

事故を未然に防ぐためにも、屋外広告物は十分信頼のおける品質で、強度的にも余裕のある材料を用いて製作してください。

その他の注意事項

◎罰則・過料

屋外広告物条例に違反した場合は罰金刑や過料に処される場合があります。
例示すると・・・

- 許可が必要な屋外広告物を無許可で出したとき
- 禁止地域や禁止物件に屋外広告物を出したとき
- 除却命令に従わなかったとき
- 登録をしないで屋外広告業を営んだとき

などです。

◎除却の指示・勧告

屋外広告物条例に違反する広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置・管理する者に対し、文書の送付、または当該広告物・掲出物件に指示書を貼付することにより除却等の指示を行います。

指示を受けた者については必要な勧告を行います。

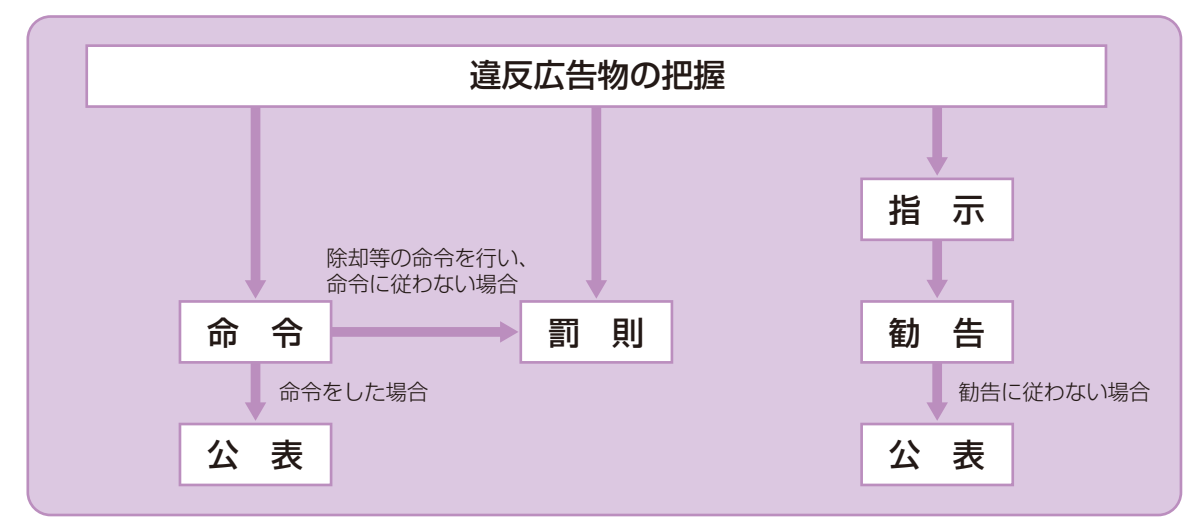
正当な理由なく当該勧告に従わないときは、意見陳述の機会を与えた上で、当該勧告を受けた者の氏名及び住所等を公表するものとします。

◎措置命令

除却等の指示に従わない場合は、必要な命令を行います。

命令を行った場合は、命令を受けた者に対して意見陳述の機会を与えた上で、当該命令に係る広告物又は掲出物件の種類・表示場所・命令を受けた者の氏名及び住所等を公表するものとします。

除却等の指示及び公表のフロー



※ 勧告・命令を受けた者が法人の場合はその名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地等の公表を行います。

◎簡易除却

はり紙、はり札、立看板、広告旗のうち次の要件を満たすものは、屋外広告物法により「簡易除却」することが認められています。

- 「簡易除却」とは除却する旨を所有者等に伝えることなく除却すること
- 簡易除却の要件

屋外広告物条例に明らかに違反しているもの
管理されずに放置されているもの（はり紙を除く）

※ 禁止物件に、はり紙、はり札、立看板、広告旗を表示することは屋外広告物条例に違反しています。

しかし、「営利を目的としない活動のもの」や「冠婚葬祭等の行事のためのもの」は一時的に出すことができるものもあります。

適用除外・・・15ページ参照

- また、除却できるのは次の者です。
- ① 川口市長
 - ② 川口市職員（市長が命じた者）
 - ③ 市長が委任した者



各種申請等に係る必要書類一覧

	様式の名称	添 付 書 類							委任状 ※申請者以外 の者が申請・ 届出を行う 場合	手数料
		案内図及び 周囲の状況 の図面	広告物の 仕様書 及び図面	現状の 写真	屋外広 告物等 点検報 告書	点検者の 資格証の 写し	管理者の 資格証の 写し	所有者等 の借用承 諾書等		
新たに申請する場合 ※1	屋外広告物表示 許可申請書 (正・副 2通)	○	○	○	—	○	○	○	○	○
既に設置されてい る広告板等に広告 物を表示すること となった場合 ※1					○					
許可期間を更新する場合					○					
広告物の規模を変更す る場合や表示内容を変 更する場合 ※2	屋外広告物等 (変更・改造) 許可申請書 (正・副 2通)						×	×		
設置者又は管理者を変 更した場合 (名称・住所等の変更も含む)	変更届出書	×	×	×	×	×	○ (管理者変更 の場合)	×	○	—
広告物を除却した場合	除却届出書	×	×	○ (除却 前後)	×	×	×	×	○	—
広告物が滅失した場合	滅失届出書	×	×	○	×	×	×	×	○	—

※1 工事施工者は、川口市に屋外広告業登録をしている業者、又は川口市にみなし登録（特例屋外
広告業登録）をしている業者に限ります。

※2 表示内容が大きく変更される場合は、変更・改造ではなく除却届と新規の屋外広告物表示許可
申請が必要となります。